

平成 29 年 3 月 10 日

港湾区域における適正な雇用管理を推進するためのハローワークと 国交省地方運輸局等との連携強化（案）

1. 現状と課題

現状、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需給調整を確保するとともに、港湾における日雇労働者の就労への第三者による違法な介入を排除するため、六大港の港湾区域では、港湾労働法（以下「港労法」という。）により、港湾運送の業務に常時従事する労働者に対してハローワーク所長が交付する港湾労働者証の携帯を義務づけるとともに、ハローワークによる違法就労防止のための現場パトロールや事業所訪問指導・立入検査等を行っている。

しかしながら、港湾運送事業法（以下「事業法」という。）上の許可等を必要としない港湾倉庫業の労働者が、港労法の港湾労働者証が交付されることによつて、事業法上の許可等が必要な事業に係る行為についても実施可能だと誤解して就労することについて懸念されている。

事業法の許可が必要な事業に係る行為を無許可で行うことによる、港湾労働者証の発行に伴う雇用管理上の問題の発生について、これまで港湾関係労働組合、事業主団体からも懸念の声が挙がっている。

こうした状況において、上述のとおり、ハローワーク担当者が現場パトロールや事業所訪問指導・立入検査等を行っている中で、事業法上の許可等が必要な事業に係る行為を無許可で行っていても、①港湾労働者証の携帯義務違反とならないこと、また、②現行の港湾労働者証では事業法上の許可等の有無について確認することはできないこと（なお、事業法では、労働者に対して同法に基づく事業許可を示す証明書等の携帯義務はない。）から、ハローワーク担当者が事業法違反の疑いがある事態を把握し、事業法を所管する国交省地方運輸局等（以下「地方運輸局等」という。）に通報を行うことが困難な状況にある。

このため、事業法上の許可事業者とそれ以外の事業者との識別を港湾労働者証により可能とすることにより、港湾区域における適正な雇用管理を推進するためのハローワークと地方運輸局等との連携体制を強化することが重要である。

これまで、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会において、以下のとおり、港湾労働専門委員会報告書及び港湾雇用安定等計画において今後の対応についてその方向性が以下のとおり示されている。

港湾労働専門委員会報告書（平成 26 年 2 月 28 日）

「港湾労働者証の発行に伴う雇用管理上の問題が発生する懸念等があることから、港湾労働者証の色分け等をはじめとする識別等が行えるよう、各港湾の実情を勘案し港湾労使と協議の上、引き続き検討を行うこととする。」

港湾雇用安定等計画（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）

「港湾における違法就労の防止の観点から、港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。」

2. 対応方針案

上記の課題に対応するため、事業法等の遵守の徹底による港湾区域の秩序を維持し港湾労働者の雇用の安定等福祉の増進に資するという観点で、港湾運送における違反を防止し港湾区域内の秩序維持を図るため、ハローワークと地方運輸局等との連携を強化する。

このため以下の方策を実施する。

- ① 事業法上の許可等を有する事業者の労働者であるかが港湾労働者証で確認可能なように、港湾労働者証の色分け等を行う。
- ② ハローワークは事業法の取り締まりを行う権限はないため、港湾労働者証の確認等により、同法違反の疑いがある事態を把握した場合、及び、その疑義がある場合をハローワーク等のパトロールで発見したときは地方運輸局等にすみやかに通報を行う体制を整える。

3. 具体的な検討項目

(1) 港湾労働者証の色分け等について

港湾労働者証の様式を、雇用されている事業所が事業法上の許可等を受けているか否かによって区別する。

(2) 法令違反、その疑義等への対応について

当該問題は、事業法の違反に関することが原因であるため、ハローワークが港湾労働者証の確認等により同法違反の疑いのある事態を把握した場合、及びこれに関し、事業法の解釈等に疑義がある場合の取り扱いについて、国交省所管部署と、情報提供の方法や連絡体制の構築等、緊密に連携しながら適切な対応を図っていくための取り決めを行う。

4. 実施時期（予定）

平成 30 年 9 月（港湾労働者証一斉更新時）